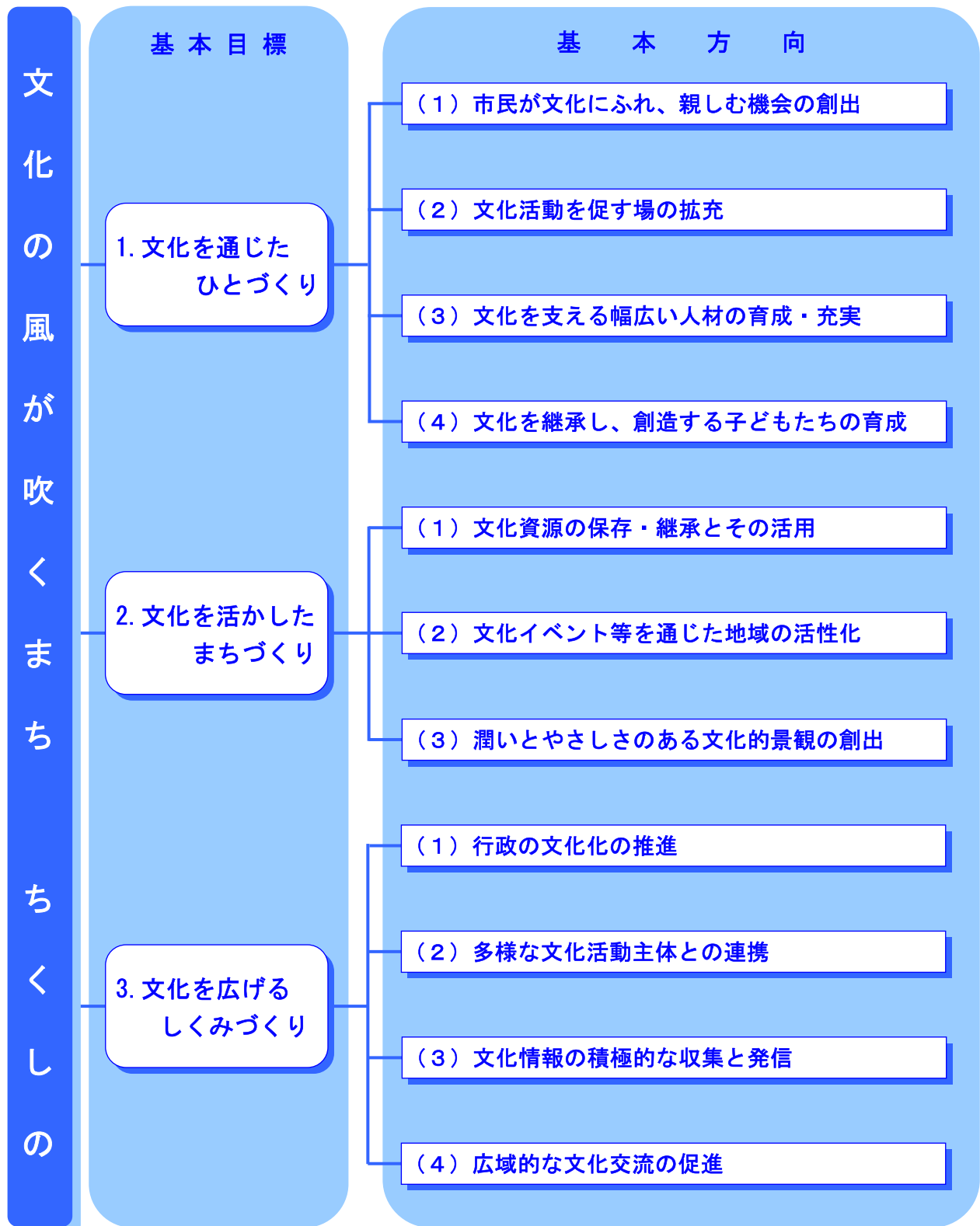


## 第4章 文化振興施策の基本方向

本計画では、文化振興の基本目標を実現するため、次の文化振興施策の基本方向を定め取り組んでいきます。

### 施策体系図



## 1. 文化を通じたひとづくり

文化は、豊かな感性や人間性をつくるうえで大きな役割を果たすとともに、人々の生活をより豊かで潤いあるものにしてくれます。例えば、美しい音楽や絵画に感動したり、映画や芝居に勇気づけられたり、祭りのにぎわいに心ときめいたりするようなことなどが挙げられます。また、自ら文化活動に取り組むことで、生活に活力がみなぎり、仲間や地域におけるさまざまな人々とのつながりを強くすることもできます。

こうした文化活動は、一部の愛好者のためだけのものではなく、市民一人ひとりの自主性に基づくものであり、それぞれが自らのライフスタイルを確立し、日々の暮らしのなかで主体的に取り組んでいくことが大切です。

このため、すべての市民が身近で文化にふれ、鑑賞し、体験できる機会づくりを進めていくとともに、自ら文化を創造していくことができるしくみづくりや場の提供を行っていく必要があります。

現代の子どもたちは、生活体験や屋外で遊ぶ機会が少なくなってきました。また、さまざまな世代とのふれあいや地域文化を継承する機会が乏しくなっており、学校や地域において、多世代とのふれあいを充実させるとともに、文化活動への興味や関心を高めるような取り組みが求められています。

文化活動を行うなかで基本となるのは、まず活動そのものを「楽しむ」ということにあるといえます。人々がその楽しさを積み重ねるなかで、その質を高めながら創造的活動へと拡げていくことは、文化の振興をはかるうえで欠かせないものであり、文化活動団体等の支援を行なうとともに、文化を支える幅広い人材の育成とその活動の場を提供していく必要があります。

また、地域でのコミュニケーションが希薄になっている現状を踏まえ、高齢者や障害者など、すべての市民が文化を通じて出会い、交流ができるような場を拡充していくことも重要です。

## (1) 市民が文化にふれ、親しむ機会の創出

市民一人ひとりが、ゆとりと潤いのある豊かな生活を送るためには、文化を自らの生活のなかで身近なものと感じるとともに、文化に対する感性や理解を深めることができるようにしていく必要があります。

- ◎定期的なワークショップ\*、講座等を開催し、市民が文化への理解を深めることができるよう働きかけていきます。
- ◎市民が市内で身近に文化を鑑賞、体験できる機会の充実をはかります。
- ◎高齢者や障害のある方、小さい子どもをもつ親など、さまざまな人々が参加できるような文化施設等の企画、運営方法を検討していきます。
- ◎活動成果を発表する機会の充実をはかるなど、芸術性や技能の向上をめざす人々が個性や創造性を発揮し、より質の高い文化活動を展開できるよう支援していきます。
- ◎芸術祭の開催や文化施設におけるイベントの充実をはかり、市民が気軽に文化に接することができるような取り組みを行います。



## (2) 文化活動を促す場の拡充

市民一人ひとりが個性的で多様な文化活動を広げていくためには、日常的に文化にふれ、気軽に参加、創造し、発表することができる環境を整えていく必要があります。

- ◎市民が価値観やライフスタイルに応じて、文化活動に親しんだり、成果を発表することができるような場の整備を進めていきます。
- ◎文化に関心があってもふれる機会のない方々が、等しく文化を享受し、活動に参加できるよう施設運営の整備・充実に努めます。
- ◎市民に対して、文化施設等に関する情報を積極的に提供し、利用促進をはかっていきます。
- ◎市内に点在している文化施設がそれぞれの施設の特性や機能を活かし、相互に関連をもてるよう、ネットワーク化や情報の共有化を進めていきます。
- ◎文化施設以外のいろいろな施設等が文化活動の場、潤いや交流の空間として活用できるよう検討していきます。
- ◎市民のニーズにきめ細やかに対応できるよう、文化施設の柔軟な管理運営に努めるとともに文化情報の効果的な収集・提供に努めます。



### (3) 文化を支える幅広い人材の育成・充実

市民の文化活動を広げ、活性化していくためには、地域文化の伝承者や芸術家、さらには文化活動をサポートする幅広い人材を育成・確保し、その能力を十分に活かす環境を整えていく必要があります。

- ◎地域文化の伝承者や芸術家、文化団体等が市内で活動し、また発表ができるような機会の充実をはかっていきます。
- ◎学校教育をはじめさまざまな生涯学習の場において、芸術家や文化団体等が指導・支援を行うことができるようなしくみづくりを整えます。
- ◎市民ボランティアやイベント等を企画・運営するコーディネーターなどの育成・確保を行いながら、その能力を活かせるような環境づくりを進めていきます。
- ◎教育・福祉・まちづくりなどの他分野で、文化を活用した事業を展開していく人材の育成を行っていきます。



## (4) 文化を継承し、創造する子どもたちの育成

文化を大切にする社会を築いていくためには、子どもたちの豊かな感性と創造性を養い、地域の文化に誇りを持ち、その文化を継承していく心を育む必要があります。

- ◎子どもたちが文化についての理解を深め、楽しさを知ることができるよう、文化施設等において身近に文化にふれ、体験する機会の充実をはかります。
- ◎コンクールや展覧会など子ども自身が参加、体験、交流ができるような発表の場や機会を拡充するとともに、親子で参加できる鑑賞機会の充実をはかっていきます。
- ◎子どもたちが地域にある文化や文化財の大切さを知り、それらについて学習し、継承していくような文化活動の充実をはかるとともに、地域における伝承活動の活性化を促していきます。
- ◎学校教育において文化のすばらしさを体験できる機会づくりを進めていきます。



## 2. 文化を活かしたまちづくり

地域には、その土地の特性を反映した固有の文化が存在しています。

文化財は、郷土の歴史におけるさまざまな時代背景のなかで、生活との関わりから生み出され現代まで守り伝えられてきた市民の財産です。それは、まちの歴史、文化等を正しく理解するために欠くことのできないものであり、将来の文化振興の基礎をなすものとして次世代に継承し、活用をはかっていくことができるよう、保護活動を進めていく必要があります。

歴史的な建造物や豊かな自然、伝統芸能等の文化資源は、地域を特徴づけるとともに、さまざまな人々を引きつけ魅了する力があります。このような地域の文化を地域産業や観光産業などのさまざまな分野と連携させながら、多くの人々が集い、にぎわうまちにしていくことが重要です。

また、地域の文化を理解し、文化活動に参加することによって、その地域に対する愛着や誇りが生まれ、地域の連帯感を高めていくことにつながっていくことから、人と人との出会いの場やネットワークを広げ、信頼と協力の関係を築いていくことが必要です。

そして、本市の豊かな自然や都市景観を活かしながら、まち全体の魅力を高めていくことも重要です。

## (1) 文化資源の保存・継承とその活用

豊かな自然と長い歴史のなかで培われた有形・無形の文化資源は、市民共通の財産として適切に評価し、地域の誇りとしての価値を高め、その積極的な活用を行なっていく必要があります。

- ◎本市の豊かな自然や文化資源に対して、市民が共通の価値観をもてるよう、学習機会の充実をはかるとともに、文化財保護に対する普及啓発に努めていきます。
- ◎本市の貴重な文化財について、適切な保存・管理を行っていくとともに、埋もれた地域の文化を掘り起こし、その活用をはかっていきます。
- ◎文化財等の保全・活用を支える団体等の活動を支援し、そのネットワーク化の促進をはかりながら、市民と協働し文化資源の保存・継承・活用を行うしくみづくりをめざします。
- ◎教育や福祉、都市整備など多様な分野との連携をはかり、文化資源の効果的な活用・促進に努めます。





## (2) 文化イベント等を通じた地域の活性化

文化は、地域に暮らす人々の共通のよりどころとなります。地域社会の絆や基盤を形づくり、さまざまな分野において新たな価値を生み出す源泉となることから、文化イベント等を通じて地域の活性化を促進していく必要があります。

- ◎地域の文化財、祭りや行事、歴史的建造物、まちなみなどを見つめ直し、地域のシンボルやにぎわいづくりの拠点として位置づけながら、まちの魅力づくりに取り組みます。
- ◎地域住民や文化関係団体、ボランティアなどが主体的に企画、参加できるような文化イベント等を開催し、多様な人々のコミュニケーションや交流を促進させていきます。
- ◎魅力ある観光資源づくりを行うとともに、まちを訪れる人が温かさやくつろぎを感じることができるような「もてなしの心」に満ちたまちづくりを進めていきます。



### (3) 潤いとやさしさのある文化的景観の創出

豊かな自然や優れた景観は、魅力的な居住条件の一つとして、まち全体の魅力を高め、人々の生活に潤いや心地よさを与えてくれます。こうしたまちの財産を活かしながら、季節感の感じられる生活や環境に配慮した暮らしなど、一人ひとりの心を豊かにするための取り組みを、市民と連携して進めていく必要があります。

◎エコツーリズム\*の理念を活かし、自然体験、生活や文化の体験を通して、地域を再発見するなど、見慣れたまちの風景のなかに、市民が歴史や文化を身近に感じ取ることができる環境づくりを進めます。

◎市民運動として「文化のまちづくり」を働きかけながら、筑紫野らしい文化的で魅力ある景観づくりを進めていきます。



### 3. 文化を広げるしくみづくり

市民、民間諸団体等が行う自主的な文化活動は、市民の心豊かな暮らしや活力ある地域社会の形成にとって重要な意義をもつものです。文化振興における行政の責務は、このような文化活動を尊重し、積極的に活動支援を行うとともに、こうした活動があらゆる人々に開かれている環境づくりを進めていくことにあります。さまざまな施策において文化的視点を大切にするとともに、関係部局との連携を強化し、総合的かつ計画的に施策を推進していくことが重要です。

また、市民の声が行政に届き、行政施策に反映され、それが市民の動きに反映していくという双方向の流れをつくとともに、多様な文化活動主体との連携をはかりながら、市民のニーズを踏まえた文化振興のしくみづくりを進めていく必要があります。

文化情報を市民と共有することは、活動の機会や場づくりと同様、文化振興にとっても非常に重要です。すべての市民が、文化を創造し享受するために必要な情報を得られるよう、行政だけでなく、市民や民間の文化情報も広く収集する必要があります。特に、近年においては高速大容量のインターネットが急速に普及するとともに、情報メディアの多様化が進んでおり、全国との情報の受発信が可能な環境が着実に進展しています。筑紫野の文化を市内外に向けて発信することは、まちの魅力を高めるとともに、まちを愛する心を育てることにつながり、こうした機能等を活用して、筑紫野の文化を戦略的に発信していくことも大切です。

さらに、広域的な交流が拡大することは、本市の文化を活性化させるとともに、本市の魅力にふれ、知ってもらうことにもつながることから、市外との文化交流を促進していくことが必要です。

また、近年の国際化の進展にともない、他の国の文化を理解し、尊重することが必要とされてきています。本市においても積極的な国際文化交流を行っていくことが重要です。

## (1) 行政の文化化の推進

これからの文化行政においては、文化の主体が市民であることを踏まえながら、事業の進め方や行政組織を点検し、これまでの均一化した事業展開から、それぞれの地域特性に応じた事業展開へ移行させる必要があります。

- ◎住民自治のしくみや、政策形成・決定過程や実施、評価に市民の参画を進めるしくみづくり等を研究していくとともに、これまでの行政内部の枠組みを越えた組織の連携を促進していきます。
- ◎行政組織及び施策等に文化的視点を盛り込み、それぞれの業務を市民サービスの視点から見直すことにより、行政全体の質を高めていきます。
- ◎市民のニーズや文化に関わる人々の意見を活かしながら、市民との協働による文化施策の推進をはかります。
- ◎本計画の理念や考え方を広く市民に周知するとともに、関連条例等の整備を進めていきます。

## (2) 多様な文化活動主体との連携

ボランティアグループが各地域で発足し、新たな文化振興の担い手として活動するなど、文化活動の主体は多様化しています。文化団体や企業、NPO、ボランティア等の多様な文化活動主体との一層の連携をはかっていく必要があります。

- ◎多様な文化活動主体との連携に努め、個々の団体等が有する人材とノウハウを積極的に活かせる体制づくりを進めていきます。
- ◎ボランティア活動に関する研修機会や活動の場の提供等を行うなど、市民が文化ボランティアとして参加しやすい環境づくりを進めます。
- ◎企業の主体的な文化事業や、企業による人材や施設の提供、資金援助といったメセナ\*活動の促進をはかります。
- ◎多様な文化活動主体同士の情報交流を促し、各主体のもつ課題等について議論や検討を行うことができるような場や機会の提供に努めていきます。



### (3) 文化情報の積極的な収集と発信

文化の裾野を広げ、さまざまな分野における文化活動を活性化させていくためには、文化に関する情報の提供を充実していく必要があります。

- ◎効果的な情報提供のあり方を検討し、またさまざまな広報媒体に働きかけながら、市民のニーズ等に応じた情報の収集、提供に努めていきます。
- ◎公共文化施設の連携強化をはかり、市民の利便性の向上や効果的な情報提供のためのネットワーク化を推進していきます。
- ◎関係団体等と協議を行いながら、筑紫野の文化のすばらしさを戦略的に発信していくためのしくみづくりに取り組んでいきます。

### (4) 広域的な文化交流の促進

情報化社会や国際化社会の進展にともない、市域を超えた他都市との交流や国際文化交流など、文化を通じた広域的な交流を積極的に促進していく必要があります。

- ◎他市町等との交流を推進するとともに、共同による企画事業の促進や調査研究のネットワーク化、近隣の施設との連携などをはかり、新たな文化事業の展開とその基盤づくりを進めます。
- ◎筑紫地区の各市町との連携により、筑紫地区の歴史や文化の魅力を広くアピールし、文化の一層の発展をめざします。
- ◎広域的な文化イベントの開催による文化団体等の交流を促進し、本市の文化を積極的に情報発信していきます。
- ◎関係機関団体との連携をはかりながら、市内に暮らす外国人に対し、文化情報の提供や文化交流事業等の充実に努めます。
- ◎本市の歴史や文化を基盤としながら、文化を通じた国際的な交流をはかるとともに、市民の主体的な交流を支援していきます。

